

「高齢者交流サロン運営事業補助金」

募集を行います

▽申請先／問い合わせ先Ⅱ地域包括ケア推進室(☎2943)

市では、平成29年度高齢者交流サロン運営事業補助金の募集を行います。

地域の中で、高齢者の居場所をつくり、積極的に交流し社会参加することは、自らの介護予防になり、みんなで支え合う地域づくりにつながります。

そこで、高齢者の皆さんが身近で気軽に集まることのできる場所を確保し、住民運営の通いの場の充実を図るため、「高齢者交流サロン」を設置し活動する団体または個人に対し、その運営経費の一部を助成します。

▽補助対象Ⅱ高齢者交流サロンの取り組みを行う団体または個人

■補助対象となる事業の内容など

▽対象Ⅱ市内に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者

▽開催場所Ⅱ「地域の高齢者

が集まりやすい場所」で、「継続して開催が可能な場所」

【例】地域公民館をはじめ、個人宅や空き店舗など
※借用物件の使用も可能です
この場合、会場賃借料の一部を補助金の対象とする場合がございます。

▽活動内容Ⅱ特に定めません。
【例】お茶飲み、作品づくり、体操、レクリエーション、勉強会、カラオケ、昼食会など

※自由な時間に入出入りし、おしゃべりをする活動も可能とします。

※無理のない内容で、定期的・継続的に開催するよう心がけてください。
※開催時には、1人以上のスタッフ(サロンの運営に携わる人で資格は不問)の従事が必要となります。

▽開催頻度Ⅱ原則として、1

月当たり1回以上開催し、1回当たりの開催時間は、2時間以上とします。

ただし、高齢者交流サロン活動拠点整備費を活用した団体または個人は、週1回以上の開催とします。
※平成28年度に高齢者交流サロン活動拠点整備費の補助を受けた団体または個人については、同整備費の補助申請はできません。

※複数人で運営するなど継続して実施できる体制を確保の上、開催してください。
※運営や活動の内容を明らかにするため、開催日時、従事したスタッフの氏名、利用者の氏名、活動内容、金銭の収支状況を日誌などに記載する必要があります。

▽補助対象経費・補助金額などⅡ下表のとおり

■申請方法など

▽申請書類Ⅱ地域包括ケア推

高齢者交流サロン運営事業補助金の補助対象経費など

事業区分	補助対象経費	補助金額	備考
(1)高齢者交流サロン活動拠点整備費 ※週1回以上の高齢者交流サロンを開催するものに限る。	高齢者交流サロンに使用する建物などの修繕料、工事費、備品購入費	1団体または1個人につき1回に限り、補助対象経費の10分の10に相当する額【上限額20万円】 ※ただし、備品購入費のみの場合は、補助対象経費の10分の10に相当する額【上限額5万円】	
(2)高齢者交流サロン運営事業費	①運営費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料、その他運営に必要と認められる費用)	開催1回につき、補助対象経費の10分の10に相当する額【1回の限度額1,000円】	食糧費(お茶、お菓子、弁当など)は補助対象外。ただし、調理実習などの材料代は補助対象
	②会場賃借料	補助対象経費の10分の10に相当する額【上限額月額1万円】	

※(1)の高齢者交流サロン活動拠点整備費における対象経費の一例
集まった高齢者のためになる内容とし、備品も同様に高齢者の使用を想定するものを対象とします。
・【工事費】玄関入口の段差解消、手すりの設置、仕切りドア設置、トイレ洋式化
・【備品】テーブル、椅子、そば打ちセット、こたつ、ポット、CDラジカセ

- 進室(総合福祉センター内)に備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。また、必要な人には、様式のデータを提供しますので、メールアドレスをご連絡いただくか、USBメモリを持参してください。
- ▽事業の流れ
- ①申請受付期間Ⅱ4月13日(木)～5月2日(火)午後5時必着
 - ②書類審査・交付決定通知Ⅱ5月中旬
 - ③高齢者交流サロン活動の取り組みⅡ交付決定通知日以降から平成30年3月まで
 - ④実績報告(補助金額の確定)Ⅱ平成30年3月まで
 - ⑤補助金の支払いⅡ平成30年4月



・補助金を申請する前に、申請内容について地域包括ケア推進室に確認してください。

- ▽留意点
- ・他の補助金などを受けている活動は、申請することができません。
 - ・高齢者交流サロン活動拠点整備費を利用する場合、交付申請時に、支出の根拠となる見積書の写しおよび修繕などを行う箇所の写真が必要となります。
 - ・サロンを実施予定の地区で、地区版地域助け合い協議会が設立している場合は、連携してください。
 - ・市内全域で補助金が偏りなく使われるよう、地区ごとに補助金の上限を調整します。

大腸がん検診のお知らせ ～5・6月は7町が対象～

大腸がん検診は、5・6・9月に分けて実施します。5月は赤崎町、日頃市町、三陸町綾里、三陸町越喜来、三陸町吉浜、6月は大船渡町、末崎町が対象です。

受診を希望する人は、直接会場にお越しください。

▷対象=赤崎町、日頃市町、三陸町綾里、三陸町越喜来、三陸町吉浜、大船渡町、末崎町に住所がある40歳以上の人(昭和53年4月1日以前に生まれた人)

※対象者には既に受診票を配布しました。対象となる人で受診票が届いていない人はご連絡ください。

▷検査内容=便潜血検査

▷受診方法

①採便容器の受け取り=会場で容器を受け取ってください。

②採便=採便は、自宅で日を変えて2回行います。

③採便容器の提出=「大腸がん検診受診票」(緑色の紙)、採便済み容器、受診料を持参の上、会場にお越しください。問診を行います。

▷受診料=500円

▷受診料が免除となる人

①昭和23年4月1日以前に生まれた人

②昭和23年4月2日から昭和28年4月1日の間に生まれた人で、重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの人
※採便容器の提出時に受給者証をご提示ください。

③生活保護受給者

④同一世帯員全員が市民税非課税の人
※採便容器の提出時に印鑑をご持参ください。

▷その他

・検診の結果、要精密検査となった場合は、必ず医療機関を受診してください。

・採便容器は医療廃棄物です。未使用のもの、使用済みでも検診用に提出しなかったものは回収します。

・詳しい日程や不明な点などについては、お問い合わせください。